

京都市告示第 111 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 5 月 14 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大宮緯 1 号線	北区西賀茂神光院町42番地の 8 地先から 同町42番地の 1 地先まで	旧	メートル 24.20	メートル 6.00
		新	24.20	6.01 ~ 6.02
室町通	南区東九条上殿田町47番地の 2 地先から 同町44番地の 1 地先まで	旧	25.20	5.65
		新	25.20	6.00
南第四緯 3 号線	南区東九条上殿田町44番地の 1 地先内	旧	31.10	5.60 ~ 12.00
		新	31.10	6.00 ~ 12.00

(建設局土木管理部道路明示課)